

## <報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和7年2月19日

### 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正 (素案) に対する県民コメント (意見募集) の結果の公表に ついて

県では、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）により、無秩序な土砂の堆積を防止し、もって県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的に規制を行っています。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が改正されました。県では、令和7年度中に運用を開始する予定です。

また、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するため、資源有効利用促進法の政令及び省令（以下「資源有効利用促進法政省令」という。）が改正されました。

これらの改正により、土砂条例の一部規定が法令の規定と重複するなどの状況となったことから、令和7年2月定例会へ議案「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例」を提出しました。併せて、「埼玉県県民コメント制度」により県民の皆様から頂いた御意見とそれに対する県の考え方を公表します。

## 1 土砂条例の一部改正の概要

### (1) 土砂の排出に係る規定の削除

資源有効利用促進法政省令の改正により、建設発生土の搬出先等が記載された再生資源利用促進計画の作成義務の対象となる建設工事業業者が拡大（500立方メートル以上の建設発生土を搬出する工事）されたことから、土砂条例による土砂の排出に係る届出の対象と一致することとなることとともに、国土交通大臣の勧告・命令等の対象となる建設工事業業者が拡大されたこと等を踏ま

え、土砂の排出に係る規定を削除する。

(2) 土砂の堆積に係る規定の一部削除

改正された盛土規制法により、土砂堆積等の工事に係る許可制度（3,000平方メートル以上の盛土等）が新設されたことから、土砂条例による許可制度は重複することとなるとともに、土砂の堆積に係る行政処分及び罰則が強化されたこと等を踏まえ、盛土規制法では規定されていない汚染された土砂堆積に係る規定を除き、土砂の堆積に係る規定を削除する。

## 2 県民コメント結果の概要

(1) 意見募集期間

令和6年10月21日（月曜日）～令和6年11月20日（水曜日）

(2) 意見の件数及び提出者数

1件（1人）

(3) 意見の種別

賛成 0件

反対 0件

制度への意見 1件

## 3 改正の内容及び県民コメント結果の資料

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-zando.html>

## 4 問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県環境部産業廃棄物指導課 審査担当

電話 048-830-3121

ファクシミリ 048-830-4774

電子メール a3120-04@pref.saitama.lg.jp